

■ 継続する割引（平成 23 年 4 月 1 日以降）

割引名	割引概要
通勤割引 （ETC限定）	入口または出口の料金所を午前6時～午前9時または午後5時～午後8時までの間に通過 午前・午後それぞれ最初の1回に限り適用 大都市近郊区間（大阪・東京近郊）を除く高速国道及び一部の一般有料道路に下記の割引を適用 100km以内の場合、最大5割引 100kmを超える場合、100km分の料金に対して最大5割引
早朝夜間割引 （ETC限定）	入口または出口の料金所を午後10時～翌朝午前6時までの間に通過 大都市近郊区間（大阪・東京近郊）を1区間でも走行 1回の走行距離は100km以内まで 最大5割引（高速国道及び一部の一般有料道路が対象）
深夜割引 （ETC限定）	午前0時～午前4時までの間に高速国道等を走行 最大5割引（高速国道及び一部の一般有料道路が対象）
平日夜間割引 （ETC限定）	入口または出口の料金所を祝日を除く月曜日から金曜日までの午前4時～午前6時までまたは午後8時～午前0時までの間に通過 最大3割引（高速国道及び一部の一般有料道路が対象）
平日昼間割引 （ETC限定）	入口または出口の料金所を祝日を除く月曜日から金曜日までの午前6時～午後8時までの間に通過 大都市近郊区間（大阪・東京近郊）を除く高速国道及び一部の一般有料道路に下記の割引を適用 100km以内の場合、最大3割引 100kmを超える場合、100km分の料金に対して最大3割引
休日特別割引 （ETC限定）	土・日・祝日に高速国道等を走行する軽自動車等及び普通車 大都市近郊区間（大阪・東京近郊）以外は、最大5割引または上限1,000円（最大5割引を適用し、これが1,000円を超える場合は1,000円を上限とする） 大都市近郊区間（大阪・東京近郊）は、土・日・祝日の午前6時～午後10時は最大3割引、土・日・祝日の午前0時～午前6時及び午後10時～午前0時は最大5割引

休日夜間割引 (ETC限定)	名神高速道路(栗東～西宮)、新名神高速道路(草津田上)、中国自動車道(中国吹田)、京滋バイパス、第二京阪道路(巨椋池本線～京田辺松井)の各ICを土・日・祝日の午後10時～午前0時までに流出した場合、最大3割引(高速国道及び一部の一般有料道路が対象)
特別区間割引 (ETC限定)	ETC時間帯割引の適用されない時間帯において、下記の割引を適用 阪和自動車道の海南～有田間及び関門自動車道の下関～門司港間については、距離単価を最大3割引 広島岩国道路については、最大3割引
マイレージ割引 (ETC限定)	利用実績に応じて、最大13.8%割引 高速国道は、1回の利用50円につき1ポイントを付与 一般有料道路は、1回の利用100円につき1ポイントを付与 貯まったポイントは還元額(無料通行分)に交換可能
大口・多頻度割引 (ETC限定)	高速国道において下記の割引を適用 【車両単位割引】 事前登録したETCコーポレートカードの利用に対して、最大2割引 【契約単位1割引】 契約単位で500万円超、かつ1台あたりの月間平均利用額3万円超の場合、1割引 【契約単位5%割引】 契約単位で450万円超、かつ1台あたりの月間平均利用額2万7千円超の場合、5%割引
障害者割引	身体障害者が自ら運転する場合又は介護者が運転する場合(重度の知的または身体障害者に限る)において、5割引
乗合型自動車(定期路線)割引 (ETC限定)	高速国道において、事前登録したETCコーポレートカードを利用し、運行区間内の高速国道に設置されたバスストップの概ね80%以上に停車する路線バスを3割引
休日バス割引 (ETC限定)	高速国道及び一部の一般有料道路において、事前登録したETCコーポレートカードを利用する貸切バス等を土・日・祝日に3割引
乗合型自動車回数券割引	当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために一部の一般有料道路を通行する乗合型自動車を3割引
第二京阪・近畿道乗継利用割引 (ETC限定)	第二京阪道路の京田辺松井～寝屋川南と近畿自動車道の門真JCTから東大阪JCTまでの区間及び阪神高速道路東大阪線を連続して通行する場合、近畿自動車道において最大5割引

阪和道連続利用割引 (ETC限定)	大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び阪和自動車道の美原JCTから松原JCTまでの間を連続して通行する場合、阪和自動車道において最大5割引
第二京阪連続利用割引 (ETC限定)	第二京阪道路の巨椋池本線、巨椋池、久御山南、京滋バイパスの笠取、宇治西又は久御山淀と第二京阪道路の寝屋川北～門真JCTまでの相互間を連続して通行する場合、一定額（普通車の場合250円）割引
第二京阪ネットワーク割引 (ETC限定)	名神高速道路の大山崎JCT以東の各ICと近畿自動車道の各IC相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行する場合、名神高速道路の大山崎JCT以東の各ICと第二京阪道路の門真JCT間の料金を名神高速道路の大山崎JCT以東の各ICと名神高速道路の吹田間の料金と同額とする。
第二京阪特定区間割引 (ETC限定)	第二京阪道路の枚方東を通行した場合、第二京阪道路の京田辺松井～交野南と第二京阪道路の寝屋川北相互間を通行した場合、定額（普通車250円）割引
3線割引（南阪奈・南阪奈有料） (ETC限定)	南阪奈道路の葛城から羽曳野東までの区間において流入出し、大阪府道路公社の南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、阪和自動車道美原JCTから松原JCTまでの全区間を連続して通行する場合、定率割引（葛城で流入出した場合最大2割引）
沖縄自動車道特別割引	沖縄自動車道を通行した場合、定額（約3割引）割引
通学割引	学校教育法に規定する学校に在学するものが、通学のために通行する軽車両（自転車）（5割引以下）